

第50号議案

消防防災事業の取扱いについて

消防防災事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	25	協定項目名	消防防災事業の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>消防防災事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 常備消防体制 現行の久留米市区域については、当分の間、久留米市消防本部が引き続き処理する。 田主丸町、北野町、城島町及び三潴町については、福岡県南広域消防組合から脱退し、当分の間、新市が4町の区域を対象として福岡県南広域消防組合に加入する。 なお、4町の区域は、現行の久留米市区域の消防サービスとの均衡を図ることを基本として、福岡県南広域消防組合との新たな応援協定について協議調整を行う。 また、将来の消防体制のあり方については、検討委員会(仮称)を設置し検討する。</p> <p>(2) 防災 合併時には、各市町の防災会議、地域防災計画並びに水防協議会、水防計画を新市で一本化する。</p>			